

社会福祉法人清徳会 施設開放に関する内規

(目的)

第1条 社会福祉法人清徳会(以下「法人」という。)が運営するサービス付き高齢者向け住宅清徳会宙の建物(付属設備を含む。以下、「施設」という。)を住民交流スペースとして開放することにより、地域住民のコミュニティ又は生涯学習の場として活用することを目的とする。

(開放する場所)

第2条 地域住民に開放するスペースは、別表1のとおりとする。

(開放の日時)

第3条 施設を開放する日時は、別表2のとおりとする。ただし、法人の行事に使用する場合又は、その他法人において特別な事情がある場合は開放しないものとする。

(使用の許可)

第4条 施設は、高山市内に在住する者が5人以上の団体を編成し、かつ、当該団体に18歳以上の責任者を有するものに使用を許可する。

2 施設を使用しようとする者は、施設管理者に所定の申請書で申し込みを行い、その許可を受けるものとする。なお、施設管理者は施設の施設長とする。

(使用者の制限事項)

第5条 施設の使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、以下に掲げる行為は行ってはならない。

- (1) 使用を許可されたスペース以外の使用
- (2) 使用を許可された場所以外への立ち入り
- (3) 第三者もしくは法人の財産もしくはプライバシー等を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (4) 第三者もしくは法人に、不利益もしくは損害を与える行為、またはその恐れのある行為
- (5) 施設の運営を妨害する行為
- (6) 公序良俗に反する行為
- (7) 虚偽の申告、届出を行なう行為
- (8) 第三者もしくは法人の名誉もしくは信用を毀損する行為
- (9) 政治及び宗教に関する行為
- (10) 営利を目的とした行為
- (11) 施設内へのペットの持ち込み行為
- (12) 施設及び敷地内での喫煙行為
- (13) 指定場所以外での火器の利用行為
- (14) その他、法人が不適切と判断する行為

(免責)

第6条 法人は、以下の何れかの事由に該当する場合、施設の一部もしくは全部の開放と使用を許可しない場合がある。

- (1) 施設のための装置、システムの保守点検、更新を定期的にまたは緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電、天災などの不可抗力により、施設の使用が困難な場合
 - (3) その他、運用上、使用の一時中断、もしくは停止が必要であるか、または不測の事態により、施設の開放が困難と判断した場合
- 2 施設の開放、使用の一時中断、停止等の発生により、使用者または第三者が被った損害については、理由を問わず一切の責任を負わないものとする。
- 3 施設内での負傷・盗難は、一切の責任を負わないものとする。
- 4 施設及び備品に損害を与えた場合、当該使用者に対して相応の損害賠償の請求ができるものとする。

(使用料)

第7条 施設の使用料は別表1の施設名ごとに、1回につき3時間まで500円、3時間以上1,000円とする。

2 施設の使用状況を勘案し、法人が定める冷暖房費等の実費を徴収する場合がある。

(その他)

第8条 この内規に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附則

この内規は、平成29年10月11日から施行する。

別表1（第2条関係）

| 区 分 | 施設名 | 備 考 |
|----------|---------|--------------|
| レジデンス棟1階 | 娯楽室兼談話室 | ※冷暖房費 500円/回 |
| 交流館 | 1階 | |
| | 2階 | |

※冷暖房費は、使用した場合に徴収するものとする。

別表2（第3条関係）

| 区 分 | 施設名 | 使用時間 | 開放日 |
|----------|---------|---------|----------------------|
| レジデンス棟1階 | 娯楽室兼談話室 | 9時～21時 | 通年、ただし12月29日～1月3日を除く |
| 交流館 | 1階 | 18時～21時 | |
| | 2階 | 9時～21時 | |